

告示第345号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び尾道市税条例（昭和36年条例第49号）第6条の2第1項の規定により、平成30年告示第252号において別に告示で定めることとしている期日のうち、次の表の指定地域に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、同法及び同条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が平成30年7月5日から同年11月29日までの間に到来するものについて、同月30日とする。

平成30年10月18日

尾道市長 平谷 祐宏



都道府県	指定地域
広島県	尾道市、広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市